日本年金機構
Japan Pension Service

【国民年金】

障害基礎年金の請求手続きのご案内

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様の年金請求書には、次の○印の書類を添付してください。

相談受付　令和　　年　　月　　日　担当者名

項番	添付書類	対象	提出前にご確認を
1	基礎年金番号通知書 年金手帳等の基礎年金番号を明らかにすることができる書類　} いずれかの書類のコピー	本人　配偶者	☑
2	年金証書・恩給証書（受給権があるものすべて）のコピー	本人　配偶者	☑
3	戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）※ 戸籍一部事項証明書（戸籍抄本）※	本人　子	☑
4	住民票　（続柄の記載があるもの）※	本人　世帯全員	☑
5	所得証明書・課税（非課税）証明書 （平成･令和　　年度〔平成･令和　　年分〕～平成･令和　　年度〔平成･令和　　年分〕）	本人　子	☑
6	学生証 在学証明書　} いずれかの書類のコピー	子	☑
7	障害基礎年金の子の加算請求に係る確認書		☑
8	請求者名義の預金（貯金）通帳 請求者名義のキャッシュカード　} いずれかの書類のコピー（金融機関名、支店番号、口座名義人氏名フリガナ、口座番号の記載がある面） ＊貯蓄口座では年金の受け取りができません。	本人	☑
9	診断書・レントゲンフィルム・心電図	本人　子	☑
	ア　障害認定日：平成･令和　　年　　月　　日～平成･令和　　年　　月　　日の症状の診断書 イ　現　　在：請求手続き以前３カ月以内の症状の診断書		☑
10	受診状況等証明書（初診日等の証明）		☑
11	病歴・就労状況等申立書		☑
12	その他に必要な書類 ア　身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳 イ　第三者行為事故状況届および添付書類（確認書、交通事故証明書、示談書など） ウ　生計維持申立書 エ　障害給付請求事由確認書 オ　時効に関する申立書または請求遅延に関する申立書 カ　その他（　　）		☑

※障害認定日による請求の場合は、障害認定日以降かつ請求日以前６カ月以内のものを添付してください。
事後重症による請求の場合は、請求日以前１カ月以内のものを添付してください。

（提出時期　令和　　年　　月　　日以降）

手続きの際の注意事項

■代理人の方が相談にお越しになるときは、「委任状」のほか、代理人の方のご本人確認のため運転免許証などをご用意ください。
■添付書類は、「コピー」と記載されているもの以外は、原本を添付してください。
■戸籍謄本、住民票等（年金請求等に用いることを目的として交付されたものを除きます。）の原本については、原本を提出したお客様から原本返却のお申出があった場合、職員がそのコピーをとらせていただいたうえで、お返しいたします。(第三者証明、診断書等、原本返却できない書類もあります。)
■マイナンバー(個人番号)をご記入いただくことにより、ご本人の生年月日に関する書類(戸籍抄本等)の添付を省略できます。また、マイナンバーについては、3ページをご確認ください。

日本年金機構
Japan Pension Service

【国民年金】【厚生年金保険】

障害厚生年金の請求手続きのご案内

＿＿＿＿＿＿＿＿ 様の年金請求書には、次の○印の書類を添付してください。

相談受付　令和　　年　　月　　日　担当者名

項番	添付書類	対象	提出前にご確認を
1	基礎年金番号通知書 年金手帳等の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 } いずれかの書類のコピー	本人　配偶者	☑
2	年金証書・恩給証書（受給権があるものすべて）のコピー	本人　配偶者	☑
3	戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）※ 戸籍一部事項証明書（戸籍抄本）※	本人　配偶者　子	☑
4	住民票（続柄の記載があるもの）※	本人　世帯全員	☑
5	所得証明書・課税（非課税）証明書 （平成･令和　　年度〔平成･令和　　年１月から１２月までの所得〕）	配偶者　子	☑
6	学生証 在学証明書 } いずれかの書類のコピー	子	☑
7	障害基礎年金の子の加算請求に係る確認書	－	☑
8	請求者名義の預金（貯金）通帳 請求者名義のキャッシュカード } いずれかの書類のコピー（金融機関名、支店番号、口座名義人氏名フリガナ、口座番号の記載がある面） ＊貯蓄口座では年金の受け取りができません。	－	☑
9	診断書・レントゲンフィルム・心電図	本人　子	☑
	ア 障害認定日 ： 平成･令和　　年　　月　　日～平成･令和　　年　　月　　日の症状の診断書 イ 現　　在 ： 請求手続き以前３カ月以内の症状の診断書		☑
10	受診状況等証明書（初診日等の証明）		☑
11	病歴・就労状況等申立書		☑
12	その他に必要な書類 ア　身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳 イ　第三者行為事故状況届および添付書類（確認書、交通事故証明書、示談書など） ウ　生計維持申立書 エ　障害給付請求事由確認書 オ　時効に関する申立書または請求遅延に関する申立書 カ　その他（　　）		☑

※障害認定日による請求の場合は、障害認定日以降かつ請求日以前６カ月以内のものを添付してください。
事後重症による請求の場合は、請求日以前１カ月以内のものを添付してください。

（提出時期　令和　　年　　月　　日 以降）

手続きの際の注意事項

■代理人の方が相談にお越しになるときは、「委任状」のほか、代理人の方のご本人確認のため運転免許証などをご用意ください。
■添付書類は、「コピー」と記載されているもの以外は、原本を添付 してください。
■戸籍謄本、住民票等（年金請求等に用いることを目的として交付されたものを除きます。）の原本については、原本を提出したお客様から原本返却のお申出があった場合、職員がそのコピーをとらせていただいたうえで、お返しいたします。(第三者証明、診断書等、原本返却できない書類もあります。)
■マイナンバー(個人番号)をご記入いただくことにより、ご本人の生年月日に関する書類(戸籍抄本等)の添付を省略できます。また、マイナンバーについては、２ページをご確認ください。